

教 生 学 第 7 5 0 号
令和元年（2019年）12月5日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
（各市町村立学校長）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 田 中 賢 一

北海道青少年健全育成条例改正の周知について(通知)

このことについて、北海道環境生活部くらし安全局道民生活課青少年担当課長から別添写し
のとおり依頼がありましたので通知します。

この度、北海道では、「自画撮り被害」と呼ばれる児童ポルノ被害の防止等を目的に、北海
道青少年健全育成条例を改正しています。

つきましては、児童生徒のネット犯罪被害の未然防止の取組を一層充実させる必要があるこ
とから、各学校において別添啓発チラシを活用するなどして、児童生徒への情報モラル教育に
関する指導や保護者への啓発活動に取り組むようお願いいたします。

担 当：生徒指導・学校安全グループ

主幹 小 林 友 則

T E L：(011) 231-4111（内線 35-656）

F A X：(011) 272-1234

メール：kobayashi.tomonori@pref.hokkaido.lg.jp



道 生 第 1 8 3 7 号
令和元年（2019年）12月3日

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課長 様

北海道環境生活部くらし安全局
道民生活課青少年担当課長

北海道青少年健全育成条例改正の周知について（依頼）

この度、北海道では、「自画撮り被害」と呼ばれる児童ポルノ被害の防止等を目的に、北海道青少年健全育成条例を改正いたしました。

つきましては、改正を周知するために作成したチラシのデータを送付させていただきますので、各市町村教育委員会及び公立学校の生徒への配布等、条例改正の周知についてご協力いただけますようお願いいたします。

記

1 改正概要

別添「北海道青少年健全育成条例改正の概要」のとおり

青少年グループ
担当 成田 剛
電話 011-204-5663

北海道青少年健全育成条例改正の概要

1 改正理由

青少年（18歳未満の者）がだまされたり、脅されたりして、自身の裸の画像をスマートフォン等で撮影させられた上、電子メールやSNS等で送信させられる、いわゆる「自画撮り被害」が増加傾向にありますが、現行法令等では、青少年の画像提供を未然に防止することが十分にできていませんでした。

また、青少年に深く浸透しているゲームソフトの中には、過度な描写を含むものも流通しているため青少年への悪影響が懸念される場所ですが、ゲームソフトはその性質上、内容の確認が難しく、有害図書類として適切に指定することが困難でした。

こうした課題に適切に対応するため、条例の一部を改正しました。

2 改正の内容

(1) 児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止するための改正

青少年に対し、次の不当な手段等により、当該青少年の児童ポルノ等（児童の裸体等の写真やその電子データ等）の提供を求める行為を禁止する。

- ① 青少年に拒まれたにもかかわらず、更に求める。
- ② 青少年を威迫して求める。
- ③ 青少年を欺いて求める。
- ④ 青少年を困惑させて求める。
- ⑤ 青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をして求める。
- ⑥ 13歳未満の青少年に対して求める。

(2) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるゲームソフトを有害図書類として指定するための改正

ゲームソフトのうち、卑わいな姿態等を描写した場面が一定時間以上[※]となるもの又は知事の指定するゲームソフト審査団体が18歳未満の視聴を不相当としたものを有害図書類とする。

※連続3分、合わせて5分

(3) 罰則

ア (1)の規定に違反した場合 [30万円以下の罰金]

イ 常習として(1)の規定に違反した場合 [6月以下の懲役又は50万円以下の罰金]

ウ 有害図書類の販売等に関する罰則は現行どおり [30万円以下の罰金]

3 公布年月日

令和元年10月16日

4 施行年月日

令和2年1月1日

北海道青少年健全育成条例を改正しました

近年、スマートフォンの急速な普及等により、「自画撮り被害」と呼ばれる児童ポルノ被害が増加傾向にあります。また、過度な描写を含むゲームソフトも流通しており、青少年への悪影響が懸念されるところです。こうした問題に対応するため、次のとおり条例の一部を改正しました。

POINT①

「自画撮り被害」の未然防止のために

青少年（満18歳未満の者）に対して、次の不当な手段等によって、その青少年自身の裸等の写真やその電子データ等（児童ポルノ等）の提供を求める行為を禁止します。

①拒否されているのに



②脅して



③だまして



④困らせて



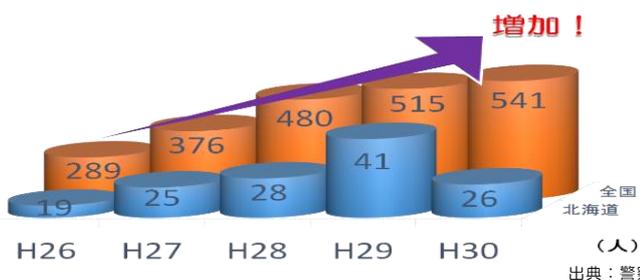
⑤金銭などを提供する約束をして



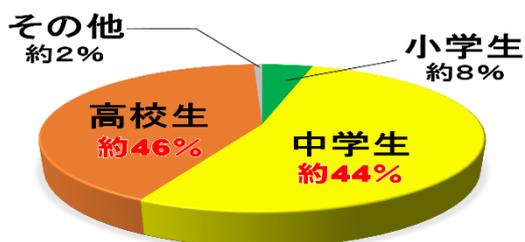
⑥13歳未満の青少年に対して



自画撮り被害者数



H30 全国自画撮り被害者の内訳



違反した場合（30万円以下の罰金）

常習として違反した場合（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

北海道

発行：北海道環境生活部くらし安全局道民生活課 TEL：011-231-4111（内線 24-171）

POINT②

ゲームの適切な有害指定のために

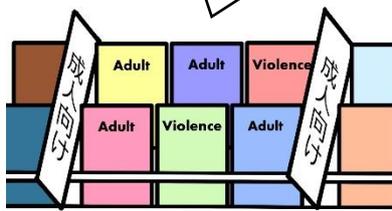
ゲームソフトに「包括的な指定方式」を導入します

- 卑わいな姿態等を描写した場面が一定時間以上のもの
- 知事の指定するゲームソフト審査団体が18歳未満の視聴を不適当としたもの



「有害図書類」となります

有害図書類は「区分陳列」をして、青少年に販売しない！



保護者のみなさまへ

フィルタリングを必ず利用しましょう



フィルタリングとは？

- 青少年にとって有害な情報を閲覧できないようアクセス制限する機能です。
- 年齢に応じた設定方法があります。
- 個別のアプリやサイトを指定(解除)できます。

アクセスが制限されるサイトの例

- アダルトサイト
- 自殺・家出などのサイト
- 出会い系サイト
- 違法薬物などのサイト
- ギャンブルサイト
- 暴力的サイト

各種相談窓口

【北海道警察少年サポートセンター】 平日 8:45~17:30

- ▶ 少年相談 110 番 **無料** 0120-677-110 携帯電話からは 011-242-9000
- ▶ 最寄りの警察署でも受け付けています。

【北海道教育委員会子ども相談支援センター】 毎日 24 時間

- ▶ 電話相談 **無料** 0120-3882-56
- ▶ メール相談 doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

【24 時間子供 SOS ダイアル】 毎日 24 時間

- ▶ **無料** 0120-0-78310

【法務省人権擁護局】 平日 8:30~17:15

- ▶ 子どもの人権 110 番 **無料** 0120-007-110
- ▶ ホームページから、メールでの相談も受け付けています。

